

住民監査請求監査結果

1 請求の受理

令和6年4月25日付けで請求人から地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づき提出された住民監査請求（高監委第59号。以下「本件請求」という。）は、形式上の要件を具備しているものと認め、同日付けで受理した。

2 請求の要旨及び理由

監査に当たり、請求書記載事項及び事実証明から請求の要旨及び理由を次のように解した。

(1) 請求の要旨

濱田市長（以下「市長」という。）及び高槻市（以下「市」という。）の職員2名が、令和5年5月5日、市所有の公用車を使用して、高槻市宮之川原元町2番25号に所在の神服神社（宗教法人神服神社が運営する宗教施設。以下「本件神社」という。）に赴き、市長は本件神社の法被を着用して、本件神社で同日開催された例大祭の中の行事である「棒振り神事」（以下「本件行事」という。）を見学し、その際に自身を撮影して、その画像等を同日、Xに掲載した。

また、市は、本件行事の記事を市の広報誌「たかつきDAYS」2023年6月号46頁に掲載し、同様の内容の記事を市のサイトにも掲載した。これらに先立ち、同年4月25日に、インターネットのプレスリリース配信サービスPRTIMES（以下「PRTIMES」という。）において、本件行事を紹介する記事を配信した。

これらの行為は、本件神社及び本件行事等のPR・宣伝が目的であったといふべきであり、宗教団体を援助、助長するものであって、憲法第20条及び第89条のいわゆる政教分離の原則に反し、違憲・違法である。

したがって、本件行事に関する、市長及び職員らの給与や、公用車のガソリン代、市の広報誌・市のサイト・PRTIMESの掲載に要した費用は、市の損害である。

よって、上記違法行為及び各損害について、それらの経緯、事実、市長らの

給与相当額及び責任者を明らかにした上で、関係団体、関係人、関係職員、決裁権者、専決権者、市長その他の責任者に対し、損害賠償請求又は不当利得返還請求することの勧告を求める。

また、上記の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実が違法不当であることの確認を求める。

(2) 請求の理由

本件行事に関する市の行為は、憲法第20条及び第89条に反し、違憲・違法であり、当該違法行為により、市長及び職員らの給与、公用車のガソリン代、市の広報誌・市のサイト・P R T I M E Sの掲載に要した費用について、市に損害が発生した。

例大祭で行われた本件行事は、宗教行事であり、例大祭については、いわゆる愛媛県靖国神社玉串料訴訟（最高裁平成9年4月2日大法廷判決）においても宗教上の祭祀とされている。

また、例大祭で行われた本件行事については「本来は神輿に敬意を払わない見物人や酒を飲んで喧嘩をし騒動を起こしがちな神輿かき、太鼓かきらを取り締まるための警護役が様式化して行列の構成員となり、独特の演舞をするようになった」と考えられるものであり（P R T I M E Sの市の記事）、やはり宗教行事というほかはない。

憲法第20条及び第89条では、下記のとおり定められており、これらは政教分離の原則といわれている。

憲法（抜粋）

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第89条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

以上のことから、本件行事に関する市の行為は政教分離の原則に反し、違

憲・違法であり、これらに要した費用は、市の損害である。

3 監査の実施

(1) 監査対象事項

請求人は、本件行事に関する、市長及び職員らの給与、公用車のガソリン代、市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S の掲載に要した費用は、市の損害であると主張しており、損害賠償請求又は不当利得返還請求することを求めている。

市長らが本件行事に出席した行為や市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S で本件神社及び本件行事を掲載した行為が憲法第 2 0 条及び第 8 9 条に違反し、これらの公金の支出が自治法第 2 4 2 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査対象事項とした。

(2) 監査対象部課

総合戦略部市長室、総合戦略部広報室、総務部総務課

(3) 請求人の意見陳述

自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき請求人に陳述の機会を与えたが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示がなされた。

(4) 関係職員の意見陳述

令和 6 年 5 月 1 4 日に、総合戦略部理事兼市長室長及び同室主査が陳述を行った。

関係職員の陳述の概要は、次のとおりである。

本件行事は、令和 4 年 11 月に芥川城跡が国史跡に指定されたことを記念し、また、地域おこしを目指して、令和 5 年 5 月 5 日、神服神社の例大祭において、地元住民や地元高校生が力を合わせて約 1 0 0 年振りに復活・披露したものである。

市長は、本件行事の復活を提案した地元郷土史研究家の芥川城整備・保存実行委員会代表（以下「委員会代表」という。）から招待を受け、公務として神社を訪問し、約 1 時間、本件行事の見学などを行った。その際、公用車を使用し、運転手の総務課職員のほか、市長室職員が同行している。

次に、市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S の掲載について、市の情報

発信の取組では、市の施策に関するものに限らず、広くまちの話題を取り上げ、歴史の経過とともに地元根付き、地域の文化・民俗風習として一般に受け入れられているものを含め、地域の魅力の積極的な発信に努めている。

本件行事については、広報室が地元関係者に取材し、令和5年4月25日、P R T I M E S に情報提供を行った。また、行事の開催後、まちの話題として市ホームページ及び広報誌に行事の模様を掲載した。

請求人は、本件行事は宗教行事であり、これに公務で参加し、及び市の広報誌・市のサイトで情報発信することは、本件神社及び本件行事等のP R ・宣伝が目的であるとして、宗教団体を援助、助長するものであって、政教分離の原則に反し、違憲・違法であると主張している。

しかしながら、本件行事は芥川城跡の国史跡指定を記念して、地域おこしのため、地域住民によって開催されたもので、市長に見学してほしいとの地域住民の招待に応じて本件行事に参加したことは、地域発展の職責を担う市長の立場として当然のことであり、情報発信についても、地域の魅力発信の一環で行ったものである。

以上のことから、本件支出については、何ら違法不当な点はなく、請求人の主張には全く理由がない。

(5) 関係職員の事情聴取等

令和6年5月22日に、総合戦略部理事兼市長室長、同室主幹、総合戦略部広報室長、同室副主幹、総務部総務課長、同課課長代理及び同課副主幹に対して事情聴取を行った。また、請求書及び証拠書類について調査し、関係職員に対し質疑を行った。

4 監査の結果

(1) 事実の確認

ア 本件行事に係る公務での出席について

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされており、地方公共団体の長である市長は、市民福祉の向上や行政の円滑な執行のために、多種多様な職務を公務として担っている。

なかでも、市長が日頃から地域住民や各種団体等と接したり、行事に出席したりすることは、地域の状況を知ることや、地域住民等との友好・信頼関係を維持増進することにつながり、市民福祉の向上や行政の円滑な執行のために欠くことのできない公務であると位置付けている。

そして、公務での出席について、内規、要領等の基準はないところ、市は、本件行事を出席するかの判断に当たって、3(4)のとおり、本件行事の経緯や内容を聞いた上で、出席することが妥当と判断したものである。

イ 本件行事の内容について

本件行事の内容は、次のとおりであった。

まず、本件行事は、一般的には宗教的な意義というよりも、地域住民が祭りを楽しむことや祭りを通じて地域の結束を強めるなど、伝統文化の継承や地域の発展を願って行われたものであり、芥川城跡の国の史跡指定をきっかけとして、伝統文化の継承、地域振興、コミュニティの維持活性化、観光振興も含めて、地域おこしを目的として、開催されたものである。

次に、本件行事の内容について、本殿、拝殿の外の境内の広場で、委員会代表、芥川高校の生徒、地域住民が行事の進行や準備・設営などをした後、芥川高校和太鼓部の部員により、和太鼓や笛などの演奏に合わせて、6尺棒を使った演舞が行われた。

なお、本件行事を開始する際に、宮司が主体的に関わるなどの宗教的な儀式は見受けられなかった。また、当日に市長が宮司と接触する機会はなかった。

ウ 行事及び公務（市長）の動きについて

次に、行事及び公務（市長）の動きは、関係職員の事情聴取やP R T I M E Sに掲載されたスケジュールによると、以下の表のとおりである。

場所 神服神社 高槻市宮之川原元町2番25号

日時 令和5年5月5日（祝）10時から15時まで

	行事の動き	公務（市長）の動き
10:00	祭礼神事	
12:00頃	神輿への神降、大太鼓の打ち方	

12:50頃		神服神社に到着 委員会代表、地元のコミュニティ協議会の会長に挨拶
12:55頃		委員会代表の依頼を受け、地域住民に対して、芥川城跡の国史跡指定を記念し、地域を挙げて実施された地域おこしの取組に対して、感謝の意を込めた挨拶を行う。
13:05頃	棒振り神事	見物人の一団の中から見学
13:10頃	行列の地域練り歩き（境内外へ）	演舞が終わった芥川高校の和太鼓部員と記念写真の撮影 この際、委員会代表から促されて渡された法被を着用し、「祝 芥川城址 国史跡指定」ののぼりを持って記念写真を撮影
13:30頃		神服神社を退出
13:45	和太鼓演奏（境内）	
14:20	行列の境内入り	
15:00	終了	

エ 本件行事に出席した行為に係る公金の支出について

(ア) 市長の人件費

市長の人件費については、特別職の職員の給与に関する条例第2条の規定により、給料、地域手当、通勤手当及び期末手当以外の給与を支給することはできないため、本件行事への出席に関して支給された給与はなかった。

(イ) 市長室職員の人件費

随行した市長室職員の人件費について、一般職の職員の給与に関する条例第16条及び第17条に規定されている時間外勤務手当及び休日勤務手当は、同条例第21条の規定により、管理職手当を支給される職員には支給しないこととされている。

今回、随行した職員は、管理職手当を支給される職員であり、本件に関

して支給された給与はなかった。

(ウ) 総務課職員（運転手）の人件費

総務課職員である運転手の人件費については、給与の算出に当たり、本件行事に係る運転手の業務についての対象時間を令和5年5月5日の12時から14時20分までとし、うち、休憩時間である13時から13時30分までの30分間を除算する。時間外勤務手当の対象が1時間、休日勤務手当の対象が50分となるが、一般職の職員の給与に関する条例施行規則の規定により、休日勤務手当については切り上げて1時間となる。

以上のことから、一般職の職員の給与に関する条例及び同条例施行規則の規定により算出すると4,692円となる。

(エ) 公用車のガソリン代

令和5年5月5日午後の走行距離は運転日誌によると13キロメートルであった。そして、令和5年5月の市のガソリンの契約単価は151.36円（税抜）であった。使用された公用車の燃料消費率については、公用車がトヨタのヴェルファイアで、カタログに掲載されている国土交通省の審査値は1L当たり14.8キロメートルであった。

この各数値により算出すると消費税及び地方消費税を含め、146円となる。

オ 市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S の掲載について

市は、広報誌等の掲載について、行政の活動だけでなく、地域の活動について、広く取り上げることがあり、神社や仏閣に関わるからといって取り上げないということではなく、伝統や歴史を取り扱い、それを地域の魅力として発信している。

したがって、市は、本件行事について、長らく途絶えていた往年の地域文化を復活される節目の年に当たるということで、地域住民に知らせる価値があるということ判断をし、取材をしている。

カ 市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S で本件神社及び本件行事を掲載したことによる公金の支出

(ア) 市の広報誌掲載に要した費用

本件請求に係る記事は、広報誌令和5年6月号のフォトアルバムのコー

ナーに掲載したものであるが、本件記事を仮に掲載しなかった場合、当該掲載箇所には、別の出来事に関する記事を掲載するため、結果的に市が支出する金額は、本件記事の掲載の有無によって増減することはない。

(イ) 市のサイト掲載に要した費用

本件請求に係るウェブページは、令和5年5月10日に市ホームページ内の「街フォト」のコーナーに掲載したものであるが、本件ページの編集・公開作業は委託等をしておらず、掲載に要した直接の費用はない。また、市ホームページを管理・運営するため、サーバやシステム利用料を支出しているが、本件ページの掲載の有無によって利用料が増減することはない。

(ウ) P R T I M E S 掲載に要した費用

本件請求に係るプレスリリースは、令和5年4月25日に、P R T I M E S を用いてウェブ上に掲載したものであるが、本件リリースの編集・公開作業は委託等をしておらず、掲載に要した直接の費用はない。

また、P R T I M E S の利用料を支出しているが、市が利用する同サービスは、定額の費用で1か月に30件までリリースを行うことができるというものであるが、令和5年4月のリリース件数は全体で26件であったため、本件リリースの掲載の有無によって利用料が増減することはない。

(2) 判断

請求の要旨及び理由、請求人から提出された証拠書類、関係職員の陳述及び事情聴取並びに関係書類から判断した結果は、次のとおりである。

ア 本件行事に出席したことについて

本件行事に出席したことが、憲法第20条及び第89条に違反するか否かについて検討する。

憲法第20条第1項後段、第3項及び第89条は、いわゆる政教分離の原則を規定しているところ、政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらす行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。

よって、憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるもの、すなわち、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が「宗教的活動」に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない（最高裁昭和52年7月13日大法廷判決）。

これを本件についてみると、上記事実確認から、以下のとおりである。

- (ア) はじめに、本件神社は宗教法人であり、本件神社で行われる祭りは、祭礼神事など神社行事という側面を有しているところ、本件行事は、本件神社内で行われたものである。

しかしながら、本件行事は芥川城跡の国史跡指定を記念して、地域おこしのため、地域住民によって開催されたものであって、本件行事自体の宗教的色彩は希薄であったといえる。

- (イ) また、本件行事に係る公務での出席については、市長が地域の活性化に尽力すべき立場にあり、本件行事が地域を挙げて取り組まれたものであることも踏まえ、出席することが妥当と判断したもので、宗教法人である本件神社からの招待に応じて本件行事に出席したのではない。

この点について、本件行事の出席に関し、市長に宗教的意図や目的があったとは認められない。

- (ウ) さらに、市長は、祭礼神事など神社行事に出席せず、本件行事のみに出席していることから判断するに、一般的な範囲を超えて宗教的意義を有する行為であったともうかがわれない。

したがって、本件神社を援助、助長又は促進するような効果を有するものではないと認めるのが相当である。

- (エ) これらの諸点を総合的に考慮すれば、市長の上記行為は、宗教とのかか

わり合いの程度が、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとは認められず、憲法第20条及び第89条に違反するものではないと解するのが相当である。

イ 市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S で本件神社及び本件行事を掲載したことについて

上記の検討と同様に、市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S で本件神社及び本件行事を掲載したことは、一般的な範囲を超えて宗教的意義を有する行為であったとも言えず、本件神社を援助、助長又は促進するような効果を有するものではない。

ウ よって、市長らが本件行事に出席した行為や市の広報誌・市のサイト・P R T I M E S で本件行事を掲載した行為は、憲法第20条及び第89条に違反するものではないため、これらの公金の支出は適法かつ妥当である。

(3) 結論

以上のことから、請求人の主張に理由はなく、請求人が求める措置の必要は認められない。